

京大本紫明抄
天理本河海抄

引用漢籍注考證稿〔帚木〕甲

枋尾 武

・光源氏物語卷第二帚木(紫明抄)

河海抄卷第二第二帚木

〔帚木〕(紫一ナシ。河二35¹⁰24¹⁰大成五²³新釋(23))

〔河〕すきことゝもを 逸 日本紀 丈士多敷奇 白氏文集

〔考證〕「すき」に敷奇を宛てたものと云ふ。色ごのみの行為、情事をいう。

○書紀二三五 孝徳大化二丙午二月癸亥朔辛巳(一ナシ) (天理兼右本二五19¹⁰100¹⁰。圖式大承232⁴②)

「^{ハナシ}放逸」(兼右本) 「^{アツク}放逸」(不實な行動をすること)

●佛上49。「逸」アソフスク

○白氏文集 序洛詩 (道圓本^リ四散^上15¹⁰②) 白居易集七十¹⁴⁴中華。箋校七十³⁷⁷5)

「世所謂^{ハナシ}丈士多敷奇^{ハナシ}詩人^{ハナシ}九命簿」(運命めぐりあわせ孫と、不運なこと)

○管見抄卷九文集九 序洛詩(内閣文庫藏)

「世所謂：文士多數奇、詩人在命薄」

○世俗諺文(古今保存會)

「文士數奇詩人薄命、高才不遇、可尋見之」

史記李廣曰：大將軍者久陰受上誡、以為李廣老數奇、注如淳曰：數為匈奴所敗、為奇不禱之也(史記)九 李將軍列傳(四九) 伯氏

洛中集序云：古人有言曰：文士數奇、詩人薄命、誠哉斯言(亦續羣書類從三下所收)

●色葉字類抄 前田家本下 120 數奇(スキ)。(黒川本下 113 同)

●角川版『河海抄』數奇にスキサクキの兩訓を示す。中國における用例には好色の意をし。サクキはスウキの音轉であろう。

(2) 常木(紫一杉松引取。河ニ砂初・砂上。大成五。新釋三)

〔紫〕さるはいと、世をば、かりまめたち給

・斂色(在遊仙窟) 又斂眉 同上

〔河〕まめたち
斂遊仙窟 斂眉 同上 直立まことし立
はるこ

〔考證〕「まめたち」はまじめさうするまゝい類をすること。

〔大成卷〕「さるはいと世をば、かりまめたち給けるほど」(五)

〔河内本〕「さるはいと世をば、かりまめたち給けるほど」(七) (以下尾州本)

○遊仙窟

○七娘セツナ 斂セツ色シキ謂イハレ柱ハシ北キタ曰イハレ向ムカヒ來キタリ劇ハシ戲シ相シ弄シ真マコト成ナリ俗ソコ通トウ人ヒト (醍テイ源ゲン)

○嫂セウ子シ 斂セツ以シテ 醜ウシ眉メイ (醍テイ源ゲン)

○十娘ジュウナ 伴トナリ 收ウケ色シキ 眞マコト曰イハレ (醍テイ源ゲン)

○五嫂ゴセウ 曰イハレ 娘子ナニシ 把カケ 酒サケ 奠マシ 醜ウシ (醍テイ源ゲン)

○僧ソウ 中チュウ 紀キ 眞マコト 感カン ママヤカママヤカ 僧ソウ 下ゲ 正マコト (類ルイ 聚ジュ 名ナ 義ギ 抄セウ 以下以下 同)

○黒川クロガハ 本ホン 字ジ 類ルイ 抄セウ 斂セツ ママヤカママヤカ (中チュウ 略リョク) 眞マコト 成ナリ 實マコト 爲ナリ 同トウ (中チュウ 略リョク)

(3) 〔帶木〕(紫ムラサキ 河カハ 抄セウ) 河カハ ニ ナシ 大成ダイセイ (新シン 釋シヤク 抄セウ)

〔紫ムラサキ 雨アメ 夜ヨ の し な ぎ た め 品ヒン 定テイ 考コウ 選セン 日ニッ 本ポン 紀キ〕

〔考證〕紫明抄の本丈不見。ただし、品定の行われた記事があるので、これを引用しておこう。

〔大成底〕しめやかなるよひの雨に殿上にもおろく人すくまに(中略)女のこれけしもとぞんつくましきけか

たぐもあるかなと(中略)おひさきこめるまとのうちなるはとは(中略)人のしなだりくむまれおれは(中略)中のしなになん(中略)そのしなくやいかい(河内本同)

○日本書紀ニッポン 二ニ 九ク 天アメ 武ム 天皇テンノウ (天理テンリ 兼ケン 右ウ 本ホン 抄セウ 國クニ 史シ 大ダイ 系ケイ)

二年(中略)五月乙酉朔(中略)欲ホシ 進ス 仕シ 者モノ 聽キ 矣ナリ 其ソノ 考コウ 選セン 准ス 官クニ 人ヒト 之ノ 例レイ

同集解「其考選(注)考課令義解謂考者考校功過也選敕令義解謂選者選擇言選

才授官也」(三九〇)。

○同三九「十一年(中略)八月壬戌朔(中略)癸未詔禮儀言諸之狀且詔曰凡諸應考者選者」

(兼右本353の⑩。國史大系36。集解27)。

●唐杜佑通典十三選舉二并序(標點本288の中筆書局)

「選能唐虞之官人也(中略)訥事考言故舉無以代德然猶三載考績三考黜陟幽明流四凶族不仁者遠斯則選賢任能之本略也(黜陟は功あるものを昇進させ功なきものを退ける)。

●新唐書百四十五選舉志下(標點本177)

「初試選人皆糊名合學者考判也武后以為非委任之方罷之」

同「凡秀才上上第正八品上。上中第正八品下(177)」。品定の語は和語と考えられるが、この文はこれに近い。

●宋史一五七 選舉三(標點本47)

「凡學者皆隸國子監國子生以京朝七品以上子孫為之(中略)太學生以八品以上子弟若庶人之俊異者為之及三舍法行則太學始置外舍生二千人人內舍生三百人上舍生百人(中略)而三舍考選法乃遍天下(三舍考選法とは宋代の官吏登用試験をいう)。

初めて太學に入る者を外舍といひ次に内舍に昇進各人(經を治め毎月試験をし、上舍に昇る。上舍の者は發解御試に合格すること)禮部式召試を免ぜられ及第する。この法は王安石の實施したもので、學問人物共に優秀な人物を選ぶことを目的した。兩度の品定は女性の品評であるが、官吏の品定の法をこれに適用したとするのである。

〔帚木〕(紫一ナシ) 河ニ³⁵カ²⁴カ¹⁶ 大成³⁵ 新釋(33)

〔河〕なかめはれまなきころ ^カ霖 爾雅曰三日以上曰霖

〔考證〕二日以上雨の降り續くことを霖といふ。

○爾雅¹ 神宮文庫本南北朝刊中釋天八、月名²及³波古書院。爾雅註疏云釋天八、

月名⁴の⁵和刻本(波古書院)。初學記⁶ニ天下雨⁷月氏⁸六帖(二雨三日)注。

一久雨謂之淫法傳曰天作淫雨淫謂之霖雨自三日已上為霖(神宮文庫本)。

○初學記⁹ニ天下雨一爾雅云一雨三日已上曰霖久雨為霖(以上私に附訓以下同)。

●新撰字鏡¹⁰一雨部云¹¹私終天治本臨川書店。

一霖 序助如序ニ反 霖也起也 霖注也 奈加阿女孺也 (霖は濟へながあめ)の異體

字と考えられる。にだし 序助如序の反切表記未詳。

○和名抄¹²一似一霖 謙名¹³范云霖三日以上雨也 音林 和名奈加阿女今換又連雨又

名苦雨 爾雅註云霖一名霖 音淫久雨也 (元和古活字本臨川書店)。

●名義抄¹⁴ 法下¹⁵ 一霖¹⁶ (音)林 ナカメコシアメ (風間書房)

(4)〔帚木〕(紫一ナシ) 河ニ³⁵カ²⁴カ¹⁶ 大成³⁵ 新釋(33)

〔河〕うちの御物いみつゝきて

物忌事

△夫以迦毗羅衛國在世界名胡其國中¹⁷有桃林¹⁸東南西北卅六町也¹⁹其中有桃木高卅五丈

差枝方々各卅五丈也其上平々²⁰譬如鏡面²¹其下有一大鬼王号曰物忌其鬼王²²迦他鬼神

不寄就中大通鬼王候百里之内奉聞於事由小通鬼王跪千里之外被令奉聞於事由
 大鬼神王爰大鬼神王折言願言眾生之中若有病苦疾疫之難者令早差若有短命者
 延其命者有無福者与其福者有可墮地獄者拔若難有未證果者令證果如此有利
 益之趣之有情持寶各号者若人宅物怪屢現惡夢頻示可蒙諸凶害之時臨其日名
 立門其故他鬼神不令來入但書時讀呪書之時尋得於陰陽靈驗之師書其名令持人
 之如影可令守護(以上返點附訓す)

〔B〕内裏御物忌之時に參籠の人は丑時より參候する也御物忌に御宇不書柳枝を三寸は
 かりに簡に作て御冠纏にさる或又左御袖に白紙に書て付らる又御殿の御簾こと付
 て但二間には不付之也又昔忍草に物忌をかきてみすにもつけ冠にもさしける也是は忍草
 の一名ことなし草といふにつきて用之無事のよし也後撰貫之か哥に
 かさすとも立とらじし我名にはことなし草のかみやさからん 冠にさす故也云々 此忍草は

裏の白くてみしかき草也軒はなとい常に生る草也

〔考證〕物忌は齋戒ともいふ。凶時などにその度合に應じて飲食行為を慎み外出さむ
 かせ、身體を淨め、不淨を避ける。Aにおいては唐の義淨三藏の譯とする本文もある
 が出典未詳である。物忌は鬼人の名とするが、これも未詳。明文抄には出典を儀軌
 とするので、密教關係の經典が考えられる。

○明文抄に藤原孝範撰鎌倉初期(二三三頃)群書類從三下116下
 「迦毘羅(衛國中)有桃林其下有(一)大鬼王號曰物忌其鬼王邊他鬼神不寄爰大鬼神王折言
 願利益六趣之有情持寶各名號者若人宅物怪屢現惡夢頻示可蒙諸凶害之時臨

其且書名立門^ニ其故他鬼神不令來入書名令持人人如影可令守護儀軌(鎌倉末期成立の「拾芥抄」物忌部入(故叢功)も出典を儀軌としほげ同文であるのでこれより移訓す。)内「拾芥抄」の語「河海抄」は貞治二年(一三六三)前後の室町時代成立。

●慶添塚囊鈔卷四叶 天文元年(一五三三)成立。臨川書店刊。

「三」物忌事 △祇園會賀茂祭礼ノ時物忌書ヲ或ハ帶身或ハ懸門事アルハ何故ソ外典ニ无其所由云尤不審也下去 迦毗羅衛國中^ニ有桃林^ニ其下有^一大鬼子号物忌(中略)人如影可令守護云云。依之此事成坎(「河海抄」の前記の故事ないしは「拾芥抄」を念頭にして)

●貞丈雜記十六 神佛類之部 伊勢貞丈撰 寶曆十三年(一七六三)以降成立(故叢功)

「物忌」と云事は夢見惡き又は何ぞ輕き事有て氣に懸る事有時陰陽師に占はすれば是は大事の事也幾日が間つしみ給へといふ時其日數他所へあやさず家内に引こもり居る人にも逢はず謹みて居る也其の間は柳の木を三分斗りに削りて物忌と書付て糸を付てしのぶと云草のくきにゆひ付て冠にもさし簾にもさし置也白き紙を小く裁て物忌と書く事もありしのぶ草の一名をさし草とも云故用るるべし禁秘抄指御守冠纏御放本鳥不出御他殿會中諸事於簾中有之云々又云以柳造簡三分斗指御守冠纏御放本鳥時付御袖書紙と見えたり是は禁中の御物忌を云也東鑑卷六云物忌字注札付御簾云々「頭書」物忌トハ迦毘羅衛國ノ桃林ニ住ム鬼神ノ名也此鬼神ノ邊リハ惡鬼ヨ
ズ依テ物忌ト書也 拾芥抄 河海抄 等ノ説也
●書記 神武即位前紀三己未三月辰朔辛亥 天理書有本和名の國史大系四の

「躬自齋戒 祭諸神」(兼右本)。

●「名義抄」法下39。「齋 側階反 王ノイミ」法下39。「潔齋 モノイニスル 未ヨマハル」

●「色葉字類抄」下 前田家本100。「物忌モノイミ(中略)齋 側皆反 精進也」

(B)『西宮記』、「江家次第」等に物忌についての記述が見られるが、『河海抄』は『禁秘鈔』を典拠に(B)の部分を記述したと考えられる。『祇江入焚』に言及す。

○『禁秘鈔』下 順徳天皇撰「順徳院御抄」『建曆御記』も。建保元年(一一三三)成立。群書類從二六 407。故叢『禁秘鈔考註』173

「一御物忌 御物忌之時、物忌不出御、他殿舎中諸事於簾中有之、或出御廣廂不固之時、例也。如四方拜、雖御物忌、或出御東庭於小朝拜、不出御、是匡房申依敬神明天道也(中略)同記、御物忌時、初參籠人、丑時、可參之、或記曰、佛名之時、丑時、公卿追參加名謁、此儀同之(中略)物忌不加御字、以柳造簡、三分寸、指御冠纓上、御放本鳥時付、左御袖、書白紙也(中略)御物忌、諸陣立礼、御殿之御簾、毎間付物忌、書紙屋紙、外宿人、不參御前、凡依物忌、淺深堅固時、殊重也、主上努々不出御簾外、毎日御拜時、不上御簾、二間仁王講僧、雖外宿、或參上、直宜參籠殿、二間不付物忌、(忍草の説は何を典拠にしてゐるか未詳)。

〔餘録〕迦毗羅衛 Kapilavastu は尼泊尔南境の地、釋迦の故郷とされる。劫比羅伐罕堵(大唐西域記)、迦維衛(本起瑞應經)、迦維羅竭、迦夷衛國(普曜經)等、音譯されている。桃が鬼を避けることは『日本書紀』に伊弉諾尊が「用桃避鬼之縁也」(圖丈大系(20前))と述べられるように、桃實にて鬼を避ける風習があった。明文抄(二帝道部下)に

「正月卯日、以桃枝作剛卯杖厭鬼也。常以正月卯日作之、逐精魅、方六分、長一寸二分、以金玉屑象作之、貧者以木、以正月上卯日作、謂之大剛卯。漢官儀（續類從下必）と、こゝに引く。漢官儀は後漢の應劭撰（今は輯本がある）本であろう。初學記（二）八桃は「本草」云、剛桃、在樹不落、殺百鬼（中略）。洪術曰、桃者五本之精也、故厭伏邪氣、制百鬼、故今人作桃符著門、以厭邪。此仙木也」と記す。塵添堪囊鈔（十五）因にも「荆楚歲時記」等を引いてこのことを述べている。鳥來桃は冬を経ても果實を落さぬ桃であつて種類でけざらしい。

●大江匡房の「江家次第」の要語の註解をした書に次に引く「江家次第祕書」がある。
○「江談次第祕抄」(一)四方拜 故叢書(2)

「御物忌 迦毗羅衛國中、有桃林、其下有一丈鬼王號物忌、其鬼王邊他鬼神不寄、爰大鬼神王擔願利益、六趣有情實吾名號者、若人宅物恠屢現、惡夢煩亦書我名立門、其故他鬼不令來入、書我名令持人々、如影可令守護。」(同書上御物忌儀)

(5)〔帚木〕(紫ナシ)河ニ引ケル 大成弘 新釋(弘)

〔河〕しつらひ 新理 遊仙堂

〔考證〕しつらいは空内を敷正に飾りつけること。

○遊仙堂

「喚桂心曰、料理中堂(醒) 喚桂心曰、新理中堂(眞福) 喚桂心曰、新理中堂(陽明) (新は料の異體字、陽明文庫本のトシラヒ)は、レウリトシラヒと讀む又選讀。又意は中堂を飾り整えること。醍醐寺本の料の音讀は斗の音に引かれた讀讀あろう。」

●名義抄 法中み「新理」シツラフ。法中依「續」シツラフ。
●色禁字類抄 下黒川本68頁「補理」シツラフと「新理」同。

(6) 帝木 紫一谷^ハ河二^ハ37^ハ大^ハ成^ハ37^ハ新^ハ釋^ハ一^ハ46^ハ

〔紫〕おろく 轄了也

軌制 日本紀 漸^ハ順和名

治天下 匡房脚説 番長異説

治 優

日本紀云成務天皇四年甲戌

二月始定諸國境各分郡邑

詔曰自今以後國郡立長縣

邑置首即當國之轄了者任

國郡之首長是為中區之蕃

屏

又治 オサクシ 又優 オサクシ

古今第九忠孝長哥云

とのへもる身のみかさありおろく

しくもおおほえす

よかがり云心歎 源氏物語筆は粗々と云心也 又や、歎といへり云々おろくは各別の様

〔河〕おろく 轄了 日本紀

長治天下 匡房脚説 番長實親説 治也 優也

十住論云是傳弱法劣無有大心非是丈夫志轄

之言也 日本紀云成務天皇四年甲戌二月始定諸

國境各分得邑 詔曰自今以後國郡立長縣邑置

首即當國轄了任國郡之首長是為區之蕃屏

又云轄了者國長也

伊勢物語云またわかければふみはおろくしからすこと葉

もいひしらす 躬恒假名序云あるしのおろくしければお

かしく住せたり 中心峯長哥とのへもる身のみかさあ

りおろくしくもおおほえす 此詞日本紀にも色々い

かけり 又伊勢物語大和物語などにも多々在之所に隨て

まろくなるへう歎 大略は凡漸などいふ様の詞也 難

一決者歎 清輔朝臣勇義抄にもおろくは猶すく

也此物語にも宮つかへをまわさくしくしずし給へらはとあり 但おさくしくしは長きしき
おさくくとは聊かほるへき歟

〔考證〕「ささき」は下に否定語を伴つて、ほとんど、決して等の意となる。

①『日本書紀』七、四年春二月丙寅朔（天理兼石本302の。國史大系必の。集解とみ加）

「取當國之幹了者任其國郡之首長是為中區之蕃屏也」（兼石本）

「幹了者（注）沈氏畢義雲傳曰性嚴酷多幹了。齊文襄作相以為解職。考課令曰小心
謹卓幹了者為一義解謂幹了者幹了也。了慧也言強幹了者自能堪事也（集
解）北史の語義は物事をなすとける意。令集解考課において同義と考えられる。義解

の説だと強慧すまゆち強くさとい意となり。『書紀』と同義である。『北史』の例も、意志強くさ
とい意に解釋できなうであらうか。『漢語大詞典』は「幹了」を「理事果決了（物事を處理して果
敢に決する）意とする。意志強く賢明に事を處理するの解は『書紀』にも通用する。『ささき』

は下に否定語を伴わないと、ちやんと「さちんと」等の意となり、幹了の原義に近くなる。すなわ
ちさちんと事を處理する意になる。カクレウトをささきし」と文選読みしたことからの派生語
といふことも考えられるが、今のところ證明すべき用例がない。『紫明抄』『河海抄』に使われてい

る「幹」字は『和漢朗詠集安宅切』に「捨、定海、龍警指歸」に「幹」等の用例が見ら
れ「幹」の異體字と考えられる。参考『三浦周行龍川政次郎編』令集解釋義（圖書刊行會）。

②『十住論（十住毘婆沙論）』大正藏（541）上（聖者龍樹造 後秦鳩摩羅什譯）

「是解法劣無有大心非是丈夫志幹之言也」（志幹は志のすくれてゐる者、幹了の例證
としての引用であらうが意圖がはつきりしない。あるいは幹之の之を了と誤ったか）。

③『日本書紀』二下、推古天皇（大厩兼右本）^①。國史大系135^②。集解177^③。

「豐御食炊屋姫天皇（中略）幼日額田部皇女。姿色端麗。進止軌制。」（兼右本）（この軌制は「キマリ」の意。ヲサヲサしは事を處して、とこのい亂れないうま）（日本古典文學大系頭注）の意。これも文選讀みの影響也。

④「軌制」注。後漢書皇太后紀論曰。諸侯僭縱。軌制無章。『日集解』。六臣注。『文選』四十九に同文が見え、劉良注に「一言、王室微賤。諸侯無尊卑之別。章別也。」（六臣注刻本204^①。和刻本205^②）章は區別すなわち尊卑の區別。

⑤「河海抄」引く「通事」は『日本書紀』引く三例とも「通事」通詞、通譯の意である。「ヲサ」の傍訓を「ヲサく」と誤つたものであらう。

⑥同じく「林制」も「まさまふ」と訓んだ例未詳。

⑦「漸漸」順和名とするが「和名抄」の現存本において未詳。

⑧『萬葉集』五、704、七、205（新）校本萬葉集五44^①213^②。新増補五44、125^③。七19、104^④。新増補七19、56^⑤。⑨「漸」可多知久都保里」（『萬葉集』本文篇高書房昭致初版別刷）。

（底）ヤウヤクニ（温故堂本）ヤウククニ。（萬葉考）ヤ、ヤ、ニ。（萬葉集古義）ヤウヤクニ（本）校本萬葉集。底本は寛永二十年版本）同廣瀬本「漸く」（46、55）。

（七二）奥津根漸々志夫乎欲見（同編版）（底）シハ〜（類聚古集）ヤウ〜。『温故堂本、大和本左傍』ユク〜。『シハシフラー（萬葉考）ヤトラツマフ。』（萬葉集訓釋）ヤ、ヤ、ニコダ。『ヤウヤウナコギ』（同校本萬葉集）（同廣瀬本無訓）。

⑩『石義抄』上上。『漸々スコフル』。

⑩ 治天下 匡房脚説 出處未詳。

⑪ 『日本書紀』神代上(四神出生)。(天理兼右本缺。天理乾元本缺。國史大系序の集解2276の)

「素戔嗚尊者可治天下也」(乾元本)

⑫ 『名義抄』法上段「治トサクシ」(他に佛上段「正ヲサクシ」の例あり)。

⑬ 番長 異説一實親説 未詳。ただし古代近衛府の令々人の長を番長といっているので「とさ」という語の用例として使ったものか。

⑭ 『續日本紀』十、聖武天皇神龜元年八月甲子(國史大系146) (前)

「又置中衛府大將一人。從四位上。(中略)府生六人。番長一人。中衛三百人。號曰東舍人。」

⑮ 『令集解』職員令。左兵衛府(『令集解釋義』68) 引用略之。

⑯ 『西宮記』上、臨時(諸宣旨)「大舍人番長。別當上卿仰下」(改訂史籍集覽編外142)

⑰ 優 未詳。

⑱ 『色采字類抄』黒川本445 「長ヲサ」 同702 「了事オサクシ 轉了同」

⑲ 『日本書紀』二千五、孝德天皇大化二年二月甲午朔戊申 天理兼右本455。國史大系202。⑳

「有反明直心懷國土之風切諫」(兼右本)

〔餘録〕兩抄の古今、伊勢物語以下の典故の考證は省略するが、『河海抄』が指摘するように、副詞の「とさ」と「形容詞の「とさ」とし(は區別しなければならぬ。當該『源氏物語』の「とさ」と「は」は副詞である。岩波古語辞典は兩者を同一語源としている。『源氏』本文では「樹屋」は字間をも遊びをももろともいして、ちかちか立ちおくれず(『日本古典文学全集』)となつてゐるのに

對して釋文では「……ほとんど君におくれをとることをなく」となっている。

『岩波古語辞典』補訂版によると「まきとま(割)は「マサ(長)を重ねた語。いかにも整然と
しているまき」とし、①「ちやんとまちゃんこ。はかばかしく。②「下に打消の表現を伴つて。めったに。

ろくに。なかなかに以て」という解が施してある。ここに引いた『源語』の例だと②に該当する。と

ころが『紫明』『河海』ともい「まきとまきし」(形シク)の例はサリが引かれ、考證に附した番號

①「幹了」②「長語として事にあたるのにふさわしい。いかにも人のかしらに立つ人らしい」。②「軌制

「事を処して乱れずきちんとしている。ちやんとしている」の二例が引かれ同じく『河海』に引

く『勢語』の文が用例として用いられており、兩抄には割詞の例がなく、『河海』としては結

論として割詞の「まきとまき」と形容詞の「まきとまきし」を區別している。ただ、二兩詞は同一語

源(長長を重ねた)と考えていたようである。なお『萬葉集』十四卷には「暮夜の野に免ねら

はり乎おと佐乎たす左ひだりもも寝ねなへへ免めん故ゆゑにに母ははににららははええくくすすはは寝ねてていいないいへへ日本日本古古典典文文学学全全集集」と

「まきとまき」②の例が見られ『日本国語大辞典』『新潮国語辞典』等に用例として用いられて

いる。

(7)「帝木」(葦)ナシ 河ニカガハル 大成、新釋(か)

「河」かにはなる(きもこそ) 頑也 片輪

「考證」「さうぬへきすこしはみせむやははなる人(國全本)かたはなる(きもこそ) (大島本) (大成)

諸本「かたはなる」「かたはなる」と「は」と「わ」と記す二系統の本丈がある。かたはは「片輪」の意であり、「かたはは」は「片輪」の表記に該当する。「かたはなる(きもこそ)」の文意

は「カマ」ともないのがあってはね。頭注「サには不完全、見苦しい。」(日本古典文学全集)とする。本文は「サにはなる」とする。この形容動詞について、『日本國語辞典』は「片端、片輪」の二語を當てている。「片輪」については「発音によるあて字」とする。「片輪」については別の項目を設け、「対(ついで)になつた車輪の一方」として『落窪物語』を引證している。「片輪」は車にとって不完全であり、「サには」の認識があり、「サにはなる」「サにはなる」の二種の本文を生んだのではなからうか。ただし、音韻史の立場からは簡單には割り切れぬ。「サには」について『岩波古語辞典』に「片端、カタは不完全の意。ハは物の端の意。①容姿性質などの不完全なこと。不恰好。②不具の所まは不具。③不体裁」とし、③に當該本文が引かれてゐる。

●『名義抄』佛下本カク「頑、カタクナシ、カタクナシ、カタクナシ」

●『色葉字類抄』上 前田家本カク「頑、カタクナシ、カタクナシ、カタクナシ」 黒川本同。(『大漢和辭典』の頑の解に、
ると①にふい。②おうか。③サたな、かたいち。④むさばる。⑤わるい。⑥ヤばんで無知なもの。⑦あそ

ぶ、たはむれるとあり、強いて和解(語を結びつけるならば)①②③かも知れないが、サナリ無理がある。
●『名義抄』法下本「癩癩(癩) ヽ音隆、カタハ、コシヲレ」(前田家本、字類抄「癩、カタハ」。この語
の中國古典の原義に「せむし」の意がある)ので、岩波古語辞典の①②に結ぶことができる。

●同右法下本「殘、シコナフ、アマル、カタハ」

〔餘録〕「サにはなる」に「頑、片輪」を當てること、明解な答をさせないが、『河海抄』當時
の語感を微に讀み取れるのではなからうか。

(8)「帝木」(案一ナシ。河二^三三^三三^三。大成^三。新釋^一三^三)

「河」その下に「足下 秦始皇本紀曰足下驕恣」注曰蔡雍曰辟臣七唐相共言曰殿下陶下
足下侍者執事皆謙類也

「考證」ぞこは「対称の人代名詞。親しい人ややや目下の者に対して用いる。そなた、そこもと」

(新潮国語辞典)と説かれる。「ぞこもと」は「足下」の譯語とも考えられる。「岷江入楚」は「源
詞也 河足下ソコ也 猶河に降り 花足下は人をかしく詞也 頭中將をさしての給也」ぞこ
に「ぞこ」は文はおほくあるらぬそれをみせ給は「此つしも心よくひらくへきと涼の、給也」(武蔵野
書院版)と述べる。

○「史記」^六秦始皇本紀^三二世紀「閻樂前即^三二世^三數^三曰足下驕恣」蔡邕曰^三羣臣士庶
相與^三語曰殿下閣下足下侍者執事皆謙類(百柄本^三三^三。標點本^三の)

●「史記桃源抄」秦始皇本紀(桃源瑞仙標水沃利忠重并孝著「史記桃源抄の研究」^一
438^三。原書は文明九年(二四七)の成立。)

「閻樂前^三即^三二世^三數^三曰足下驕恣」——イトフシケニ、ハヤ足下トヲトミテ云タン(閻樂は
二世皇帝の女婿)

●「名義抄」佛上^三一^三下^三ソコ^三ト下^三。

「餘録」足下は「大漢和辭典」にて「同輩に對する敬語。古くは人主に對しても用いた」とする。
足下をソコと讀んだ例は今のところ未詳。

(9)「帝木」(案一^三三^三三^三。河二^三三^三三^三。大成^三。新釋^一三^三)

〔紫〕おやなどにはちよひもてあかめておひさきこま
れちおとのうちなるほと

楊家有女初長成 養在深窓人未識 長
恨哥

〔考證〕「長恨歌」の句意をもとに書かれたと
考えての引用である。

●温故知新書ヲネサキ「小大」(風間書房刊。「小大」には「さき、すゑ」の意があるが「おひさき」に
當てらには無理がある。植物の芽が鋭く伸びる様をいうことから火を當てたのであろう。

●蒙録萬象名義モウロクマンゾウナギ「小大」子廉反銳コダイコシケンヘンケツ(高山寺本13126)東大出版会刊)

●會玉孺ケイタマニョ「小大」子廉切銳也コダイコシケンキョウ(299)同大「小大」子廉切小細也コダイコシケンキョウコソコ(293)

●説文解字セトウケンジ(清波玉裁注)下38a547藝文印書館刊)

「コト艸生於田者从艸田(注)滄頌濶曰苗者木之未秀者也」(「おひさきこまれる」とは傍
線に言うように禾の未だ穂を出していない生ひ先籠れることから當てられたものである。)

○長恨歌(日氏文集)十二、金澤文庫本204、正宗本。宋本13126那波道圓本(四書版)16。

「楊家有女初長成 養在深窓」(金澤本大東急記念文庫藏 免誠社刊。この送り假
名はヲコト點による。摺本は道圓本以下の版本、或は宋本も含む。窓が閨となっている。)

○同正宗本「楊家有女初長成 養在深窓人未識」(正安二年(一三三〇)三月二日寫、
トルガ清心女子大藏 福武書房刊)

〔河〕あかめておひさきこまれるまとのうちなる

程は

小大 草の生長に未嫁女をたとへたるなり
は苗同

楊家有女初長成 養在深窓人未識 長
恨哥

(10)「帝木」(紫一石226) 河ニ石ヲ以テ 大成32 新釋31)

〔案〕に、かたかとをきつたへて

・片廉カタカト・片才カタカト 日本紀

〔河〕かたかと 片才 日本紀 片廉

〔考證〕この「かたかと」は和製漢語と考えられる。「かた事」とする本文もある。「日本国語大

辞典」は『塵添塔叢鈔』を引く、『新潮国語辞典』は『東大寺諷誦文稿』を用例としている。

これ以上の新見はできない。文意は「その才芸の一端を耳にして(頭注)「かど」は才能(日本

古典文学全集)とあるように、わずかな才藝、長所をいう。

(大成)かた事ハカトと藤原為家藤原為家本
(大成)かた事ハカトと藤原為家藤原為家本

●『東大寺諷誦文稿』行「片カタカトノ散片贈オクリ物ヲハ」(改訂東大寺諷誦文稿の國語學的
的研究) 風間書店刊)

●『塵添塔叢鈔』一〇三三 抄抄事 △人コトヲイフニカタカドアルモノトイフハイカナル心ソカド

ニツヤウアリ。一ニモントガメスルモノヲ云フ。石カドナドノイラメキタレハカドアリト云フ

ニニハトリ所アルモノ ソレバカタカド、モ云フ。一能アル義也。日本紀ニニハトリ 神祿朗遺ニニハトリ 不以才

地秘人ト申タリ。才字、カト、ヨムヘキニコソ(臨書店刊) 日本書紀ニニハトリ 八宣化(即は前紀、

傍訓)は天理善若本84、國史系本44、集解の如にすり改めた。「才」を「かど」と訓む例として引用し

たものである。

●『名義抄』法下05「廉カト」(廉は才の意なし。かたかど)の「かど」に當てたのみである。

(11)「帝木」(紫一石225) 河ニ石ヲ以テ 大成32 新釋32)

〔葉〕くらゐみしかくて人けなき

位卑 選教令 位下也

〔考證〕天成「むまみながら身はしつみくらゐみしかくて人けなき」(傳國冬葉集本)

「みじかし」は身分を低く、賤しい意。

●『石義抄』佛字「卑イヤシ、ミシカシツクナシ」

●『色葉字類抄』下方角付「卑ミシカシ」(この例は短かい意であろう)。

●『説文解字注』三下「清段玉裁注」(卑)賤也、執事者、从少甲(注)古者尊、又(少)而

卑ナ(少)在甲下、甲象人頭、補移切(甲はもと由(酒漿を盛る器)は賤い人、由器

を掌る卑賤の人。由は田器とも、少(賤者)の掌るものであり、賤者をいう)。

●『篆隸萬象名義』ニカオ「甲 補支反、下、痺」

●『會玉篇』少部「甲 補支切、下也、湯(繫辭下)天尊地卑」

○『標令義解枝本』坤五、選教令「若職事卑ト為行、高ト為守」(故叢の④)。

(12)〔帶木〕(葉)くらゐみしかくて人けなき

〔葉〕くらゐみしかくて人けなき

・富鏡

〔考證〕「にきは、し(形容詞)は富み置かて

榮えている意。『砥江入楚』は「蔓云上件の

評論貴人も零落の家を引くにして中品チホに多く、或は又家中の不足なきの家のむすめをた

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

〔河〕くらゐみしかくて 卑也 選教令

とふ仍かの詞にあたりて源の批判の詞也」とする。

●家録萬象名義三三九「饒如燒及多飽益餘」

●新撰字鏡一「伽人相反去聲豐也饒也由太分之尔支波(之)志(天治本分)」

●名義抄僧上「饒饒ユツカテリニキハフ」

●色染字類抄中「黒川本〇「豐饒曲豆給ト」

●世尊寺本字鏡三三九「饒ウウ音ニキハフ、アフ、ユツカニ」

●焦氏易林(漢焦延壽撰)「乾之第一履空攀握手、倒地更起、富饒豐衍、快樂無レ也」(叢新〇二〇)

●梁上書三三八「賀琛傳三二「高祖(梁武帝)(中略)口授救責際曰(中略)其勲乃豐產、則無レ」

●不富饒情遊緩事則家業貧、(標點本中華書局〇)「富饒」は富んで豊かに

こと。

●一切經音義二七「妙法蓮花經第四卷五百弟子受記品「饒益上如招反〇」〇玉篇〇多也、

豐也、厚也、益也、餘也、餘也、(玉篇)は梁顧野王撰原本、重編一切經音義中中華佛教資料文

獻基金會刊〇、この音義は大乗基撰唐八〇年慧琳再詳定、)

●同四、毗沙門天王經「曲豐饒(中略)下遠招反〇」〇唐雅〇饒多也、益也、謂豐厚

也、(聲類)餘也、(說文)飽也、從食、堯聲、經本作澆、非也、(聲類)は魏李登撰、この

の音義は唐五五年唐應標661、(〇)。

●新猿樂記「還橋高德高先瞻而末無秀句、(群書類從34上九輯)。

●名義抄佛下本「膳ニキハフ」ユツカテリ」

●色葉字類抄上前田家本392・優ニキハシ・贖一。同上393「贖贖家」。同上474「豊贖ホラセム」。

●一切經音義十七・唐撰・慧覺上菩薩問大善權經上卷「贖及上時相及のミハ聲類或ハ作贖助也」。《字書》足也。謂周足也。《重編一切經音義中》。字書音。撰者未詳。隋志著錄。

○和漢朗詠集下雜刺史69「たかきやどのほりてみればけむりたつたみのかまとはほにきわみにけり」(天理本臨川書店刊)
仁徳天皇踐祚後園務千行万事三年後長瀬買云々大鷲鶴天皇御製

(13)〔帚木〕(紫)24223. 河上大成42. 新釋42.)

〔紫〕きすすきさだのえらひにこそをよはさらぬ

・すすき木にまかれるえにもある物を高洋のみく述懐詠吟ををすすきをいふかわりなす

〔考證〕レ参照考證稿 桐壺(16)「おとしめきすすきをもとめ給人はおほく」

(14)〔帚木〕(紫)一一、河上397284. 大成42. 新釋42.)

〔河〕御はかけ 火影 日本紀豊玉姫のうのはふるあはせすの尊を(産給し時)火彦火、

出見尊の火をとあして御らんしけりとちか 又倒影 ホカナルカケ

〔考證〕燈下の源氏の姿をいう。「火影」は燈火の光に照らされた姿。

「そひふし給へる御はかけ」とめてたく(大成)

●唐杜荀鶴「秋宿臨江驛詩」(采蜀刻本唐人集叢刊卷一雜詩36)④上海古籍。千載佳句。下行旅77。和漢朗詠集下山水22江謠抄法解四二五。全唐詩69二77標點本。

「漁舟火影歸寒浦（宋蜀刊本） 鑿路鈴聲夜過山（宋蜀刊本）
「漁舟火影寒燒浪（宋蜀刊本） 鑿路鈴聲夜過山（宋蜀刊本）
社者百鶴（宋蜀刊本）
○子載佳句以下同一本文。この詩の「火影」は燈火の光。

●名義抄（佛上）「側」ホノカニ
●色葉字類抄（上）前田家本抄「側」ホノカ

(5) 帝木（注）（紫）26%22% 河ニ39%28% 大成4% 新釋4%

「紫」か「こ」ことてもひとりふたりもの中をまつりこころし
わがならねはかみはしもいたすけられしもはかみに
ひきて事ひろきにゆつろふらん

・上以風化下下以風刺上（注）主而譎諫（注）言之者無罪（注）
聞之者以戒（注）毛詩序

・上含淳德以過其下、懷中心信以事其上（注）史記秦本紀
・上為敬則下不慢上好讓則下不爭上之化下（注）

猶風靡靡草（注）考經

〔考證〕左馬頰の詞、理相心の事を論ずる場面。

○毛詩（二）周南關雎詁訓傳第二國風鄘式微「上以風化下下以風刺上主而譎諫言之者無罪聞之者以戒故曰風（注）風化風刺皆謂譎諫（以下略）」（十三經古注上16%）詩序（大序）「毛詩正義」二（十三經注疏）譎諫は直言せず譎諫喻之を以て婉曲に云

「河」かみはしもいたすけられしもはかみに
ひきて

上以風化下、以風刺上（注）詩序

・上含淳德以通其下、懷中心信以事其上（注）史記
・上之仁（注）猶風靡靡草（注）

ゆる意)

●世俗誘文「上」父不慈則子不孝、親氏云夫風化者自上而行於下者也自先而施於後者也是以父不慈則子不孝兄不友則弟不恭夫不義則婦不順矣父慈而子遊兄友而弟傲夫義而婦隨則天之均民乃刑戮之所歸非訓道之所移也(觀智院本古典標本會刊。續群書類下卷。類氏家訓。治家文叢新訂上③。觀智院本より移訓)。

○史記五。秦本紀五「繆公任好三十四年(中略)上合淳德以遇其下下懷忠信以事其上。(標點本193の「淳德」は臣下に對する深いいづしむ)。

○考經。出處未詳

○明文抄。帝道部。上。上之化。下。猶風之靡草。孝經(續群書類從三下193)

●論語。顏淵第十。何晏集解「君子之德風也。小人之德草也。草尚之風必偃」(四叢卷六194)。

●世俗誘文「上」靡風草。論語子曰君子之德風也。小人之德草也。草尚之風必偃(觀智院本)。

(16) 帶木(紫)ナシ。河二抄218。大成44。新釋(11)。

「河」セは(い)の中のあるしとす(き)人。適。毛詩

國をむやめんと思は、先家を治め、家を治るものは先身を治る心也。詩序ニ以一家之事懸一國事といへり。左傳曰詩曰刑于寡妻。至于兄弟。以御于家邦。注曰詩大雅言文王之教自近及遠也。寡妻。嫡妻謂大妃也。

「考證」左馬頭の理想の妻についての論。前の句に續く。狭い一家の主婦とす。へき人の意。

○「毛詩鄭箋」卷三、國風、衛、伯兮(22紙)28行、貞、清原宣賢書寫加點、天文四年六月廿二日、汲古書院刊

「豈無膏沐、誰適為容」適、主也。適、テニスル、今ルジトヘシテ

○詩序、出處未詳。參考まで次の資料を示す。

●「毛詩鄭箋」卷二、周南、關雎、詁訓傳第一、毛詩國風、鄭氏箋(7紙)28行、貞、永正十八年五月六日)

「先王之霸也、是以一國之事繫一人之本、謂之風」

●朱熹「詩經集傳」卷一、國風(周南)之一(傳)(學術名著1頁)

「使天下後世之脩身齊家治國平天下者、皆得以取法焉」

●周端木賜「詩傳孔氏傳」周南(端木賜字子貢、但し實は明の豊坊の所作といふ。叢新)

「身脩而家齊、家齊而國治、國治而天下平」

○「春秋經傳集解」卷六、晉杜預注、僖公十九年(古注十三經、510頁)

「詩曰、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦。(注)詩大雅、言文王之教、自近及遠、實寡妻、嫡妻、謂大妣也。刑法也。」(「毛詩」十六大雅、文王之什、思齊、97、104、古注十三經、參照。大妣は周の文王之妃武、の母賢婦人、文字と聲。)

●「文選」卷三十七、曹植「求通親親表」(爾刻李善注、12、110、和刻本六、注、12、110、下)參照

于令升「晉紀總論」(首)胡刻本卷四九、15、15、和刻本21、15、15、上)①

「及周之立臣、無之字、文王亦崇厥化、其詩曰、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦。(注)善

曰、鄭玄禮記注曰、崇猶尊也。毛萇曰、刑法也。鄭玄云、御治也。寡妻、寡有之妻。文王以

禮接其妻、至於宗族、又能為政治於家邦也。○向日(中略)寡妻、嫡妻也。御、理也。言、

文王以禮採其妻。至於宗族以為此政。又能理於家邦。原訓の外に適宜附訓す。「禮記」十四
祭統三十五「宗華宗廟社稷」(中略)鄭注「宗猶尊也」(十三經古注 五五〇頁)

(17)「帯木」(紫)抄220。河202。大成修。新釋(終)

〔紫〕おめくしきすちをにて、

真く也

みはさみかちにひさうなき

無貧相也

いとどうし

主人女 遊仙窟

けり

●参考『名義抄』僧中「真」(成)マヤカ。同『遊仙窟』(醒)ハシ

〔考證〕「真」即そのものが複合語とも考えられるが、まめを複合した疊語であろう。いかにも實用向

きであるの意。『枕草子』や源氏物語以後に用例が見られるが、『名義抄』や『色葉字類抄』

等の古辭書には見えない。真眞の用例未詳。

・「無貧相」を「びさうなき」に當てられているが「貧相」であれば貧乏こそい容貌の意になり、

「びさうなき」にやや近い。「ひさう」は美相、美粧等が當てられ、美しい顔立ちの意。

●「色葉字類抄」前田家本下巻「美操ヒサラ 美好同」

●「運歩色葉集」408「美相」

○「遊仙窟」主人女(醒)。「主人母(真)福徳」。「主人母(陽明)」。『伊勢物語』就きその研究(校本篇)

○「伊勢物語」真名本四「家童子左酒坏差爲而。同六。(伊勢物語に就きその研究(校本篇))

〔餘録〕「岷江入楚」(武藏野書院版一巻)に「びんう河(海)に字あまた出ざる。然而箋曰貧相なる也。なきはツケ字也。貧相ナト云事になきといふ事日本の詞也。佗條もなきと云は佗條ざる也。佗條は疑志。負也。離騷上。忱鬱。余佗條。今吾強窮困乎此時也。箋曰如在キト云王同之」と説く。(佗はうれいに沈む意。鬱鬱(色)は愁なる也云々)

(18) 帝木(紫系) 2710 23 河 240 28 29 大成 33 新釋 140

〔箋〕あはつかい

・淡談にる。あはくしき詞。

〔考證〕「事」などい。尾州(家本) あはつかいにさしあまきぬらむは

・「あはつか」の「あは」は淡の意。「つか」は副詞の接尾語。淡はかて間拔けなま。

●「名義抄」法上卷「淡徒敢反アハシアハタス」

○「莊子」(南華真經)卷七 野象註 陸徳明音義 外篇 山木 第十(四部叢刊 231)

「君子之交、淡若水。小人之交、甘若醴。君子淡以親(註)去利故淡。道合故親也(淡)如子。又徒暫反。小人甘以絶(註)飭利故甘。利不可常故有時而絶。」

●「禮記」卷十七 表記三十三 鄭玄注(十三經注疏) 卷七 所引 禮記 表記 222 行 汲古

「君書治安(書禮部本)故君子之接如水。小人之接如醴。君子淡以成。小人甘以

壤。水相得命而已。酒醴相得則敗。淡无醴酢(味)也。」(莊子)「禮記」の淡は淡

白で名利に執着しない意。語源としては「あはつか」に通底するが意味としてはむしろ相反す。

●「世俗諺文」(觀智院本)「續書類從」三千 下 271

「淡氷之交」莊子云君子之交也淡若水小人之交也甘若醴 若夫淡以親 小人甘以絶彼無故以合則無故以離

●新撰字鏡(天治本) 上云乃乃「薄淡」阿波志「輕列する意に用いる。心がうわついているさま。」

(17) [帶木] 紫ナシ。河ののり抄。大成終。新撰上終。

〔河〕のちけかまし。

佞人ネイト 日本紀 論語云注曰佞人、口辞捷給數為民所憎者也又曰佞、口才之又曰佞人假仁者之色行之則疑

なる山のこのつかしはの二おもてとにもかこにもねちけ人かな この手相は火とちと云木之此木之葉風にふかれてあせ下さなむむ也 それを二おもてと云こ あちちへ向て物いひする人に似たりなり、これをねちけ人といふ

〔考證〕「ねちけがまし」とは心かひぬくれている意。日本紀の用例不明。

○論語注卷五、公冶長(魏何晏集解) 論語五、三經百注。論語注疏五、中今本、三經注疏

「子曰焉用佞、禦人以口給、屢憎於人。不知其仁焉用佞。」(注) 孔曰、屢、數也。佞人、口辞捷給、數為人所憎惡。 (劉宗飛、骨疏) 正義曰、(中略) 佞、口才也。(中略) 不知其仁、焉用佞者、言佞人既數為人所憎惡、則不知其有仁德之人、復安用其佞邪。(口給、口捷給に同じ。言葉の違者な事。孔は漢の孔安國。) 「口才は辨説巧みむ才能。」

●同書 卷十五 衛靈公(古注十五) 注疏抄中。羣書治要卷九 論語衛靈公の行。

